

件名	松前町立幼稚園設置条例等の一部を改正する条例
主管課	福祉課
関係課	
改正対象	<ul style="list-style-type: none"> ・松前町立幼稚園設置条例（平成27年松前町条例第9号） ・松前町立保育所条例（平成27年松前町条例第10号） ・松前町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例（平成27年松前町条例第12号）
根拠法令等	<p>【松前町立幼稚園設置条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和元年政令第17号） ・改正後の子ども・子育て支援法施行令第4条第1項第1号 <p>【松前町立保育所条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和元年政令第17号） ・改正後の子ども・子育て支援法施行令第4条第1項第2号、第2項 <p>【松前町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）
制定（改正）理由	<p>【松前町立幼稚園設置条例】</p> <p>子ども・子育て支援法施行令の改正で、満3歳以上教育・保育給付認定子どもの保護者について、幼稚園の利用者負担額の上限を0円とする改正が行われたため、幼稚園使用料の徴収根拠規定が不要となった。使用料の徴収根拠規定を残す意義がなくなるため、所要の改正を行う。</p> <p>【松前町立保育所条例】</p> <p>子ども・子育て支援法施行令の改正で、保育施設の利用者負担額について、満3歳以上保育給付認定子どもの保護者は、上限額を0円とする改正が行われた。保育料の納付は満3歳未満保育認定子どもの保護者に限定されるため、所要の改正を行う。</p> <p>【松前町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例】</p> <p>子ども・子育て支援法の一部を改正する法律に伴う改正で、「子育てのための施設等利用給付」制度が創設された。「子育てのための施設等利用給付」は、施設等利用費の支給のこととされ、子どもの保護者が居住市町村から支給される施設等利用費を、子どもの利用する施設・事業の利用料の支払に充てることにより無償化を実現することとされる。</p> <p>市町村においては、従来から「子どものための教育・保育給付認定」により施設型給付費の支給を行っており、それに加え、今後は、「子育てのための施設等利用給付」の認定も同様に行っていく必要がある。</p> <p>今回創設された「子育てのための施設等利用給付の認定」と、従来の「子どものための教育・保育給付認定」とを区別するため、子ども・子育て支援法中の「子どものための教育・保育給付認定」に係る用語が変更された。これに伴う所要の改正を行う。</p>
制定（改正）の主な内容	<p>【松前町立幼稚園設置条例】</p> <p>幼稚園の保育料が無償化されたことで、保育料に関する条項（第4条）、督促及び延滞金に関する条項（第5条）を削除した。</p> <p>施行日以前に発生していた幼稚園の使用料が滞納となった場合について、従前の例による経過措置を附則に追加した。</p> <p>【松前町立保育所条例】</p> <p>第10条第1項中の「保護者」を「保護者（子ども・子育て支援法施行令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者である者に限る。）」に変更した。</p> <p>【松前町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例】</p> <p>利用者負担額を別に規則で定めていたが、上限額が一律0円となる区分について、規則に委任する理由が失われるため、条例で定める規定に変更した。</p> <p>子ども・子育て支援法と同様の表現を用いるため、従来の「子どものための教育・保育給付認定」に係る用語を変更した。</p>
施行日	公布の日
【その他参考事項】	